

総務委員会会議記録（第3号）

令和7年10月 1日

福島県議会

1 日時

令和7年10月 1日 (水曜)

午後 3時53分 開議

午後 4時 閉会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」(第1号に添付)のとおり

4 出席委員

委員長	高宮光敏	副委員長	渡辺康平
委員	渡辺義信	委員	宮川えみ子
委員	古市三久	委員	水野さちこ
委員	三村博隆	委員	江花圭司
委員	猪俣明伸		

5 議事の経過概要

(午後 3時53分 開議)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

初めに、9月26日及び29日の委員会において提出を求めた資料を手元に配付しているので、確認願う。

高宮光敏委員長

これより本委員会に付託された知事提出議案10件を一括議題とする。

既に、付託された議案の審査が終了し、他の委員会の採決も終了しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外8件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分、同第3号、同第5号から同第7号まで、同第10号及び同第21号から同第23号まで、以上9件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外8件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、知事提出議案第4号を採決する。

お諮りする。

知事提出議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、知事提出議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とする。

先日の方向づけ等を踏まえ諮る。

初めに、議員提出議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、議員提出議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第104号については、先日の委員会において、可決、否決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

議員提出議案第104号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少數。よって、議員提出議案第104号は、採決する。

お諮りする。

議員提出議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少數。よって、議員提出議案第104号は、否決すべきものと決定した。

次に、議員提出継続審査議案第89号については、先日の委員会において、可決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

継続審査議案第89号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

可否同数。よって、委員長において本案に対する可否を裁決する。

継続審査議案第89号は、委員長は継続審査すべきものと決定する。

次に、本委員会に付託された請願4件を一括議題とする。

初めに、新規請願71号については、先ほど否決すべきものと決定した議員提出議案第104号と関連する請願である。

お諮りする。

新規請願71号は、採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少數。よって、新規請願71号は、不採択とすべきものと決定した。

次に、継続請願44号及び同45号、以上2件については、先日の委員会において、採択、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

継続請願44号及び同45号、以上2件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成

の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、継続請願44号外1件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、継続請願59号については、先ほど継続審査すべきものと決定した継続審査議案第89号と関連する請願である。

お諮りする。

継続請願59号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

可否同数。よって、委員長において本案に対する可否を裁決する。

継続請願59号は、委員長は継続審査すべきものと決定する。

次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

○地方分権・行財政改革の推進について

○市町村の振興について

○私学振興対策について

○公立大学法人の整備充実について

○危機管理対策について

○入札制度改革について

○県政の広報広聴について

以上の7件については、なお慎重に調査する必要があると認められるため、閉会中もなお継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については私に一任願う。

以上で、全部の議事を終了した。

閉会に当たり、一言挨拶を述べる。

副委員長をはじめ、委員各位、執行部職員に対し、これまでの円滑な委員会運営

への協力に感謝する。本委員会では、財政の健全化、危機管理体制の強化など県民生活に直結する多岐にわたる議案を慎重に審査し、県民の安心と信頼に資する施策の推進に向け、活発な審議を重ねてきた。今後も復興に向けた総合的な施策の推進を図るとともに、異常気象による災害対策や原子力発電所の安全確保など山積している課題に対し、引き続き県民の安全確保を最優先に取り組んでほしい。今後の活躍を祈念する。

これをもって、9月定例会における総務委員会を閉会する。

(午後 4時 閉会)